

令和 7 年度

南城市生体認証システム再構築事業

企画提案公募要領

沖縄県南城市

1. 事業概要

(1) 事業名

南城市生体認証システム再構築事業

(2) 事業の目的と内容

別紙「南城市生体認証システム再構築事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌営業日から令和8年3月31日まで

(4) 提案上限額

¥ 39,694,600（消費税及び地方消費税込）

※提案内容に関わらず、この上限価格を超える提案は受け付けない。また、この金額は契約額等を示すものではない。

2. 参加資格要件

委託事業の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 南城市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成18年告示第59号）の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (5) 沖縄県内に本社、支社または営業所もしくは事務所を有する法人で（コンソーシアムの場合は代表者がこの条件を満たしている。）打合せ等に常時参加できる体制を取れる者であること。
- (6) 南城市暴力団排除条例第2条第1項第1号及び第2号に該当しない者であること。

3. 提案参加申込手続き

(1) 提出書類

企画提案に参加する事業者は、次の①から⑦（順に綴込）を提出すること。

コンソーシアムによる共同提案の場合は、①、②、⑤、⑥は代表事業者で提出。③、④、⑦は構成事業者すべてについて提出すること。

- ① プロポーザル参加表明書（様式1）
- ② プロポーザル参加申込書（様式2）
- ③ 提案者概要説明書（様式3）
- ④ 業務経歴書（様式4）
- ⑤ 本事業に係る実施体制（様式5）
- ⑥ 誓約書（様式6）
- ⑦ 定款の写し（任意様式）

(2) 提出部数

①の提出書類（様式１）

１部

②から⑦の提出書類（様式２～６及び定款の写し）

８部（正本１部、副本７部）

（３）提出期限

①の提出書類（様式１）

令和７年１０月２４日（金）午後５時まで（必着）

②から⑦の提出書類（様式２～６及び定款の写し）

令和７年１１月 ７日（金）午後５時まで（必着）

（４）提出先

事務局に提出すること。

（５）提出方法

持参または郵送によるものとし、持参の場合は午前９時から午後５時までに提出すること。郵送の場合は提出期限日の午後５時までに必着のこと。また、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなします。

４．提案書

（１）提案書の作成及び提出要領

以下の（ア）～（エ）を提出すること。また（ア）～（ウ）については順番に綴じ、（エ）については別に綴じること。

提出書類	様式、作成上の注意点等
（ア）提案書表紙	A４判で作成すること。
（イ）企画提案書	仕様書の要件を基にA４判３０ページ以内で作成すること。 様式は自由。やむを得ずA３判を使用する場合は、横折込みとすること。ただし、A３判１枚につきA４判２ページと換算すること。
（ウ）実施スケジュール	A４判２ページ以内またはA３判１ページ以内で作成すること。A３判を使用する場合は、横折込みとすること。様式は自由だが各工程を具体的かつ詳細に記載すること。
（エ）見積書 ①南城市生体認証システム 再構築事業費 ②年間運用保守費	本事業の委託範囲内の費用を見積もること。A４判であれば自社様式で可。ただし、以下の点に留意すること。 ・提案した内容にかかる経費は全て記載する。 ・項目ごとの内訳及び単価、工数等を記載する。 ・宛名は南城市長宛てとする。 ・値引き等の記載は行わない。 ・見積額が契約額とはならない。 ・①と②は用紙を分けて作成する。 ・②は事業費に含まないようにする。

（２）企画提案書の作成に係る留意事項

企画提案書の作成にあたっては、以下の点に留意し作成すること。

- ① 提案内容は、次の項目順で、仕様書に定めた内容を踏まえ提案すること。

項目	記載内容
(ア) 事業概要	仕様書の趣旨及び背景を踏まえ、事業の目的、目標等について記載すること。
(イ) 事業内容	仕様書に掲げる次の項目について、その事業内容及び実現方法等を具体的に提案すること。 (1) 会社概要 (2) 生体認証システム (3) 生体認証システムクライアントソフト (4) 生体認証サーバ (5) 生体認証デバイス (6) 出退勤打刻専用端末 (7) 教育・研修 (8) 保守運用・製品サポート (9) その他追加提案 (10) スケジュール

- ②記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。

- ③専門用語、略語に関しては、初出の箇所に定義または説明を記述すること。

- ④ページ番号を記載すること。

- ⑤フォントの種類については制限しないが、サイズは10ポイント以上で作成すること。

(3) 提出の形態

9部(正本1部、副本8部)

(4) 提出期限

令和7年11月19日(水)午後5時まで(必着)

(5) 提出先

事務局に提出すること。

(6) 提出方法

持参または郵送によるものとし、持参の場合は午前9時から午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は提出期限日の午後5時までに必着のこと。また、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなします。

5. 質問及び回答

提案に関する質問は、「質疑事項」(様式7)により、事務局担当者へ電子メールにて、下記の点に留意し提出すること。

- (1) 電子メール以外での質疑は受け付けない。

- (2) 質疑の提出締め切りは令和7年11月7日(金)午後5時までとする。

- (3) 質疑に対する回答は、プロポーザル参加表明書(様式1)を提出した業者に対し電子メールにて回答を行う。

6. 受託者評価選定方法

(1) 基本的な考え方

本委託事業の受託者の審査選定に当たっては、南城市プロポーザル方式実施要綱第4条の規定に基づき、南城市生体認証システム再構築事業選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において、提案内容を公正かつ厳正に審査し、最も優れた提案を行ったものを受注候補者として選定する。また次点受注候補者も併せて選定する。

(2) 審査方法

① 事務局による確認

参加資格要件、提出書類等の不備などの基本的事項を確認する。（参加資格要件の確認結果については速やかに電子メールにて通知します。）

② 選定委員会による審査

応募書類、提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき、評価項目毎に企画提案の内容を審査、総合評価する。各選定委員の評価点の合計を選定委員評価とする。ただし、応募者が5者以上の場合は提案書類等による1次審査を実施し、通過者のみプレゼンテーションにより評価する。

【評価審査項目】 ◎は最重要審査項目

- 会社概要
- ◎生体認証システム
- 生体認証システムクライアントソフト
- 生体認証サーバ
- ◎生体認証デバイス
- 出退勤打刻専用端末
- 教育・研修
- 運用保守・製品サポート
- その他追加提案
- スケジュール
- ◎見積費用

③ 受注候補者の決定

①の審査を通過した②の評価点を最も高く獲得した者を受注候補者とし、次点の者を次点受注候補者とする。ただし、最も高い点を獲得した者が2以上ある場合は、選定委員会にて審議し、順位決定する。

(3) プレゼンテーションについて

① プレゼンテーションの実施要領

(ア) 企画提案書の説明に加えて、システムの操作方法についてのデモンストレーションを実施すること。

(イ) 1事業者につき、35分の持ち時間とする。（説明・デモ含め25分、質疑10分）ただし、提案者の数によっては変動することがある。詳細な時間は電子メールにて別途通知する。

(ウ) プレゼンテーションは、提案書等の内容について行うこと。提案書等以外の内容は評価の対象としない。

- (エ) プレゼンテーション当日は実際に業務に携わる責任者及び実務担当者が必ず出席すること。
オンラインの参加も可とするが、必要な機材等は提案者が用意すること。
- (オ) プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出申込の降順とする。

② プレゼンテーションの実施日（予定）

日時：令和7年11月26日（水）

場所：南城市役所 2階 220会議室

③ 使用機材等について

プレゼンテーションの実施に当たり使用する機材等は全て提案者が用意すること。ただし、モニター、電源コードリールについては、本市で用意する物を使用して構わない。※事前に動作確認したい場合には連絡すること。

(4) 審査結果の通知

- ① 選定委員の審査後、全応募者に対し1週間以内に文書にて通知する。ただし、審査結果については、異議の申し立ては受け付けない。
- ② 受注候補者は、仕様・価格等について本市と協議の上、速やかに本市と契約手続きし、受託者となること。受注候補者との協議が整わない場合は、本市は次点受注候補者と協議を行うこととする。
- ③ 選定されなかった者は、選定委員に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は前項の通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならないものとする。

7. 参加の辞退

提案参加申込後にやむを得ず参加を辞退する場合、または、提案書を提出しなかった場合は、「参加辞退届」（様式8）を提出すること。提出にあたっては次の点に留意すること。

- (1) 持参又は郵送によるものとし、プレゼンテーション審査前日までに提出すること。
- (2) 持参の場合は午前9時から午後5時までに、郵送の場合は午後5時までに必着のこと。

8. その他の留意事項

- (1) 本提案に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限定する。
- (3) 提案書等として提出された全ての資料は、受注候補者の選定以外には使用しない。また返却も行わない。
- (4) 提案書は選定を行うための事務作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (5) 提出された提案書等を受理した後の提案者による加筆及び修正は原則認めない。
- (6) 当該提案書作成時において入手した市独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用がないこと。
- (7) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。
- ① 提案者の提出方法、提出先及び期限等示された条件に適合していない場合
- ② 提案者に虚偽の記載がある場合
- ③ その他選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
- (8) 参加表明が1者の場合は、その提案内容等を選定委員で審査し、本業務を委託可能と判断した場合にのみ契約交渉権を与える。

9. スケジュール一覧

	項 目	日 程
1	募集要綱等の公開・掲示	令和7年10月10日（金）から 令和7年10月24日（金）まで
2	プロポーザル参加表明受付	令和7年10月10日（金）から 令和7年10月24日（金）午後5時まで
3	プロポーザル参加申込受付	令和7年10月10日（金）から 令和7年11月 7日（金）午後5時まで
4	募集要綱等に関する質問受付	令和7年10月10日（金）から 令和7年11月 7日（金）午後5時まで
5	募集要綱等に関する質問回答	質問受付後、プロポーザル参加表明書（様式1）に て申込のあった全応募者に対し回答
6	企画提案書提出受付期間	令和7年10月10日（金）から 令和7年11月19日（水）午後5時まで
7	プレゼンテーション審査	令和7年11月26日（水）予定
8	審査結果の通知	選定後1週間以内に文書にて通知

10. 事務局

本公募に係る事務局は以下のとおりとする。

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870 南城市役所 3階
南城市 企画部 DX推進課（担当：城間）
電話 098-917-5337 FAX 098-917-5424
E-mail naoya00691□city.nanjo.lg.jp（□をアットマークに変換）